

令和7年度 第1回 静岡市感染症対策協議会
(令和7年7月3日(木) 19:15~20:45)

(1) 静岡市感染症対策協議会について

(1) 静岡市感染症対策協議会について（役割等）

（協議会設置の経緯）

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の発生に備えるため、令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）が改正され、保健所設置市は都道府県の計画を踏まえ、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を策定することとされた。
- 静岡市感染症予防計画（以下、「予防計画」）の策定及び変更並びにその実施の推進について調査審議するため、感染症に関し優れた知見を有する者、市内の病院を代表する者、市内の医師会を代表する者、市民を構成員とする静岡市感染症対策協議会（以下、「協議会」という。）を令和5年度に設置することとなった。

（協議会の概要）

項 目	静岡市感染症対策協議会について
設置根拠	静岡市附属機関設置条例
所掌事務	感染症法第10条第1項の予防計画の策定及び変更並びにその実施の推進について調査審議すること。
定 員	12人以内
委員の構成	感染症に関し優れた知見を有する者、市内の病院を代表する者、市内の医師会を代表する者、市民
任 期	2年（今期：令和7年6月1日から令和9年5月31日）
会長等	会長等は委員の互選により定める者とし会長等の指名により、副会長を置く。

（協議会の役割）

- 予防計画（計画期間：令和6～11年度）の推進に向けて、感染症予防のための施策を実施するための体制整備や人材育成等の取組を進めるため、本協議会において、施策の取組計画や進捗状況等の調査審議を行う。

(1) 静岡市感染症対策協議会について（進め方）

（協議会の進め方）

- 本協議会は、通常は毎年度2回開催とするが、令和7年度については、静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画※の改定についてのご意見をいただきたいため、以下のとおり3回開催していきたい。

（令和7年度のスケジュール案）

日 程	内 容
7月3日(木)	・静岡市感染症対策協議会について ・静岡市感染症予防計画について （令和6年度実績・令和7年度事業計画） ・静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
10月頃(予定) (パブリックコメントの前に)	・静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案について(意見聴取)
2月～3月頃(予定)	・静岡市感染症予防計画の進捗状況について ・静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について(報告)

(※参考)静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について … 詳細は資料3参照

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第8条第1項

市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

- 感染症法第10条17項

保健所設置市等は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、特措法第8条第1項に規定する市町村行動計画との整合性の確保を図らなければならない。